

## 山梨県立青少年センター設置及び管理条例

### (設置)

第一条 青少年に自主的かつ創造的な活動、交流等の場を、青少年を指導する者に研修の場を提供することにより青少年の健全な育成を図るとともに、勤労者に研修、交流等の場を提供することによりその福祉の増進に資するため、青少年センターを設置する。

### (名称及び位置)

第二条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立青少年センター  
位置 甲府市

### (指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立青少年センター（以下「センター」という。）の管理を行わせるものとする。

### (指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 青少年の健全な育成に関する催し及び講座の実施に関する業務
- 四 青少年を指導する者の養成に関する講座の実施に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

### (指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
  - 一 事業計画の内容が、センターの効用を発揮することができるものであること。
  - 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
  - 三 事業計画の内容が、センターの平等な利用を確保することができるものであること。
  - 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

### (休館日)

第六条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が四月三十日から五月五日までの日である場合には、休館日としないものとする。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- 二 休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- 三 十二月二十九日から翌年一月三日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(利用時間)

第七条 センター（宿泊施設を除く。）の利用時間は、午前九時から午後九時までとする。

ただし、土曜日（四月一日から九月三十日までの間の日である場合に限る。）にあっては、午前九時から午後十時までとする。

- 2 センターの宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）の利用時間は、午後五時から翌日の午前九時までとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第八条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。
- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
  - 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - 三 宿泊施設の利用にあっては、衛生上支障があると認められるとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 3 第一項の承認を受けた者は、第十条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

(承認の取消し)

第九条 指定管理者は、センターを利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十条 センターを利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

- 2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十一条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、センターを利用する者がその責に帰することができない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から二月以内に当該年度の

当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 センターの管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

(実施規定)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第十条関係）

一 体育施設の利用料金の限度額

イ 競技会又は運動会以外のために体育施設を利用する場合

区 分	利用料金		定期利用料金	
	個 人	団 体	三月間	六月間
一般及び大学生	一人一回 二三〇円	一人一回 一一〇円	一人 八, 二八〇円	一人 一六, 五六〇円
高校生、中学生 及び小学生	一人一回 五〇円	一人一回 三〇円	一人 六〇〇円	一人 一, 二〇〇円

備考

- 1 体育施設とは、体育館、プール、体育室、トレーニング室、運動場及びテニスコートをいう。
- 2 体育施設の利用料金の限度額は、体育施設ごとの額とする。
- 3 定期利用料金（対象となる体育施設は、プールに限る。）は、第八条第一項の承認の日から起算して三月間又は六月間の利用を単位とする。
- 4 プールの利用は、次に掲げる時間の区分ごとにそれぞれ一回の利用とする。
  - イ 午前九時から正午まで
  - ロ 午後一時から午後五時まで
  - ハ 午後六時から午後九時まで
- 5 団体とは、二〇人以上をいう。

ロ 競技会又は運動会のために体育施設を利用する場合

使用区分 施設区分	午前九時～午後六時	午後6時～午後九時
体育館、プール、体育室又はテニスコート	一時間 一, 三六〇円	一時間 一, 八一〇円
運動場	一時間 一, 三六〇円	

備考

- 1 体育施設とは、体育館、プール、体育室、運動場及びテニスコートをいう。
- 2 体育施設の利用料金の限度額は、体育施設ごとの額とする。
- 3 利用時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算定する。

- 4 運動場を利用する場合において、夜間照明を利用するときは、一回につき三、〇六〇円を加算する。

## 二 会議室等の利用料金の限度額

使用区分 施設区分	午 前	午 後	夜	全 日
	午前九時～ 正午	午後一時～ 午後五時	午後六時～ 午後九時	午前九時～ 午後九時
第一会議室	七九〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円	二、九五〇円
第二会議室	一、〇八〇円	一、三六〇円	一、三六〇円	三、八〇〇円
第三会議室	一、〇八〇円	一、三六〇円	一、三六〇円	三、八〇〇円
第四会議室	七九〇円	一、〇八〇円	一、〇八〇円	二、九五〇円
第五会議室	六三〇円	八四〇円	六三〇円	二、一〇〇円
第六会議室	六三〇円	八四〇円	六三〇円	二、一〇〇円
第七会議室	一、四七〇円	一、八九〇円	一、四七〇円	四、八三〇円
第一研修室	一、三六〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、七六〇円
第二研修室	一、四七〇円	一、八九〇円	一、四七〇円	四、八三〇円
第三研修室	一、〇五〇円	一、一五〇円	一、〇五〇円	三、二五〇円
多目的ホール	三、〇六〇円	三、六三〇円	三、六三〇円	一〇、三二〇円
音楽室	九六〇円	一、二四〇円	一、二四〇円	三、四四〇円
視聴覚室	一、四七〇円	一、七八〇円	一、四七〇円	四、七二〇円
第一和室	三九〇円	五一〇円	五一〇円	一、四一〇円
第二和室	三九〇円	五一〇円	五一〇円	一、四一〇円
第三和室	一、三六〇円	一、六八〇円	一、三六〇円	四、四〇〇円

備考 利用時間がこの表の区分による時間を経過する場合の超過時間に対する利用料金の限度額は、全日の金額を時間割により算定した額とする。この場合において、その超過時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算定する。

## 三 宿泊施設の利用料金の限度額

区 分	金 額
一般及び大学生	一人一泊 六八〇円
高校生、中学生及び小学生	一人一泊 三三〇円